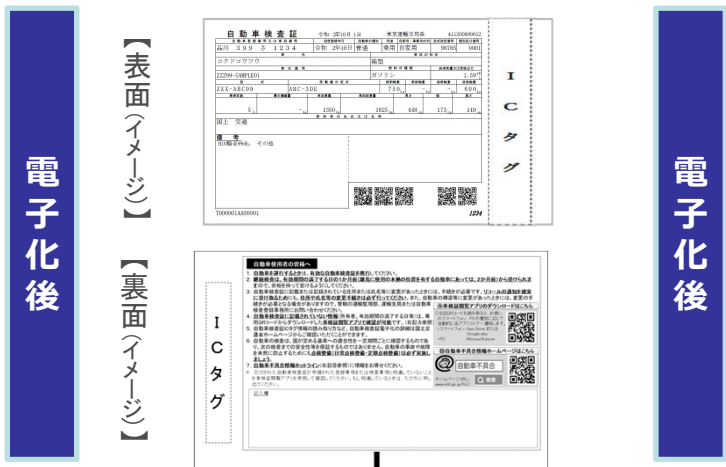


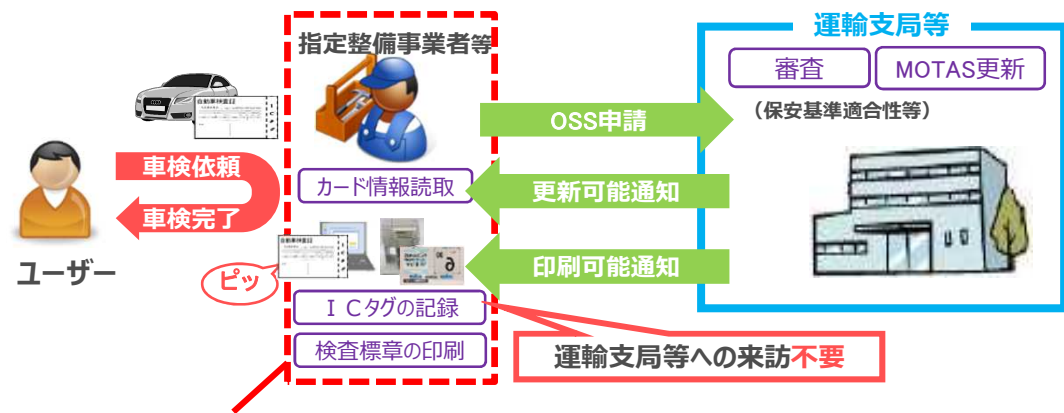
【別紙1】電子車検証・記録等事務委託制度

- 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。
- これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

1. 自動車検査証のICカード化



2. ICタグの記録等事務の委託



ICタグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設

【別紙2】電子車検証の仕様

| 自動車検査証 | | 令和 2年10月 1日 | 東京運輸支局長 | | 411200000012 | | |
|----------------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 自動車登録番号又は車両番号 | | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 自家用・事業用の別 | 型式指定番号 | 類別区分番号 |
| 品川 399 さ 1234 | | 令和 2年10日 | 普通 | 乗用 | 自家用 | 98765 | 0001 |
| 車名 | | | 車体の形状 | | | | |
| コクドコウツウ | | | 箱型 | | | | |
| 車台番号 | | | 燃料の種類 | | 総排気量又は定格出力 | | |
| ZZZ99-SAMPLE01 | | | ガソリン | | 1.59 ^{kW} / _h | | |
| 型式 | | 原動機の型式 | | 前前軸重 | 前後軸重 | 後前軸重 | 後後軸重 |
| ZXX-ABC99 | | ABC-3DE | | 750 _{kg} | - _{kg} | - _{kg} | 600 _{kg} |
| 乗車定員 | 最大積載量 | 車両重量 | 車両総重量 | 長さ | 幅 | 高さ | |
| 5 _人 | - _{kg} | 1350 _{kg} | 1625 _{kg} | 448 _{cm} | 173 _{cm} | 149 _{cm} | |
| 使用者の氏名又は名称 | | | | | | | |
| 国土 交通 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |
| H10騒音99db, その他 | | | | | | | |
| T000001AA00001 | | | | 1234 | | | |

【台紙】

寸法：縦105mm、横177.8mm
(7インチ)
紙厚：150μm (四六判110kg)

【ICタグ】

通信規格：ISO/IEC14443 TypeA

I
C
タ
グ

I
C
タ
グ

自動車使用者の皆様へ

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行してください。
2. 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられますので、余裕を持って受けるようにしてください。
3. 自動車検査証に記載または記録されている住所または氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。リコールの通知を確実に受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせください。
4. 自動車検査証に記載されていない情報(所有者、有効期間の満了する日等)は、専用QRコードからダウンロードした車検証閲覧アプリで確認が可能です。(右記④参照)
5. 自動車検査証ICタグ情報の読み取り方など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページから確認いただくことができます。
6. 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも点検整備(日常点検整備・定期点検整備)は必ず実施しましょう。
7. 自動車不具合情報ホットライン(右記⑤参照)に情報をお寄せください。

※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項または検査事項と相違していないことを車検証閲覧アプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

④車検証閲覧アプリのダウンロードはこちら

○右記QRコードを読み取ると、お使いのスマートフォン、PCの種別に応じて自動的に各アプリストアへ遷移します。
・スマートフォン: App Store または Google play
・PC : Microsoft store

⑤自動車不具合情報ホームページはこちら

自動車不具合
ホームページURL:
www.mlit.go.jp/RJ/

記入欄

<券面記載事項>

- | | | | |
|-------------------|-----------------|--|--------------|
| ● 自動車登録番号／車両番号 | ● 車台番号 | ● 交付年月日 | ● 使用者の氏名又は名称 |
| ● 車名・型式 | ● 型式 | ● 自動車の種別 | ● 長さ／幅／高さ |
| ● 車体の形状 | ● 原動機の型式 | ● 燃料の種類 | ● 総排気量又は定格出力 |
| ● 自家用・事業用の別 | ● 用途 | ● 乗車定員／最大積載量 | ● 車両重量／車両総重量 |
| ● 軸重（前前・前後・後前・後後） | ● 初度登録年月／初度検査年月 | ● <u>車両識別符号（車両ID）</u> ※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与 | |

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- | | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| ● 牽引重量又は第五輪荷重 | ● <u>被牽引自動車である旨</u> | ● 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限） |
| ● 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨 | | ● <u>保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨</u> |
| ● <u>保安基準の緩和をした自動車である旨</u> | | ● タンク自動車の積載物品名 |
| ● 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨 | | ● タンク自動車の積載物品名 |
| ● 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨 | | ● 青色防犯灯を備える自動車である旨 |
| ● 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量 | | ● 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨 |
| ● 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨 | | |
| ● <u>牽引自動車である旨</u> | ● <u>キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨</u> | |

現行の車検証情報はICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

<券面非表示事項（ICタグのみ）>

- | | | | |
|---------------|-------------|----------|------------|
| ● 自動車検査証の有効期間 | ● 所有者の氏名・住所 | ● 使用者の住所 | ● 使用の本拠の位置 |
|---------------|-------------|----------|------------|

備考欄情報

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ● 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式 | ● 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容 |
| ● 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容 | ● 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容 |
| ● 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式 | ● キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量 |

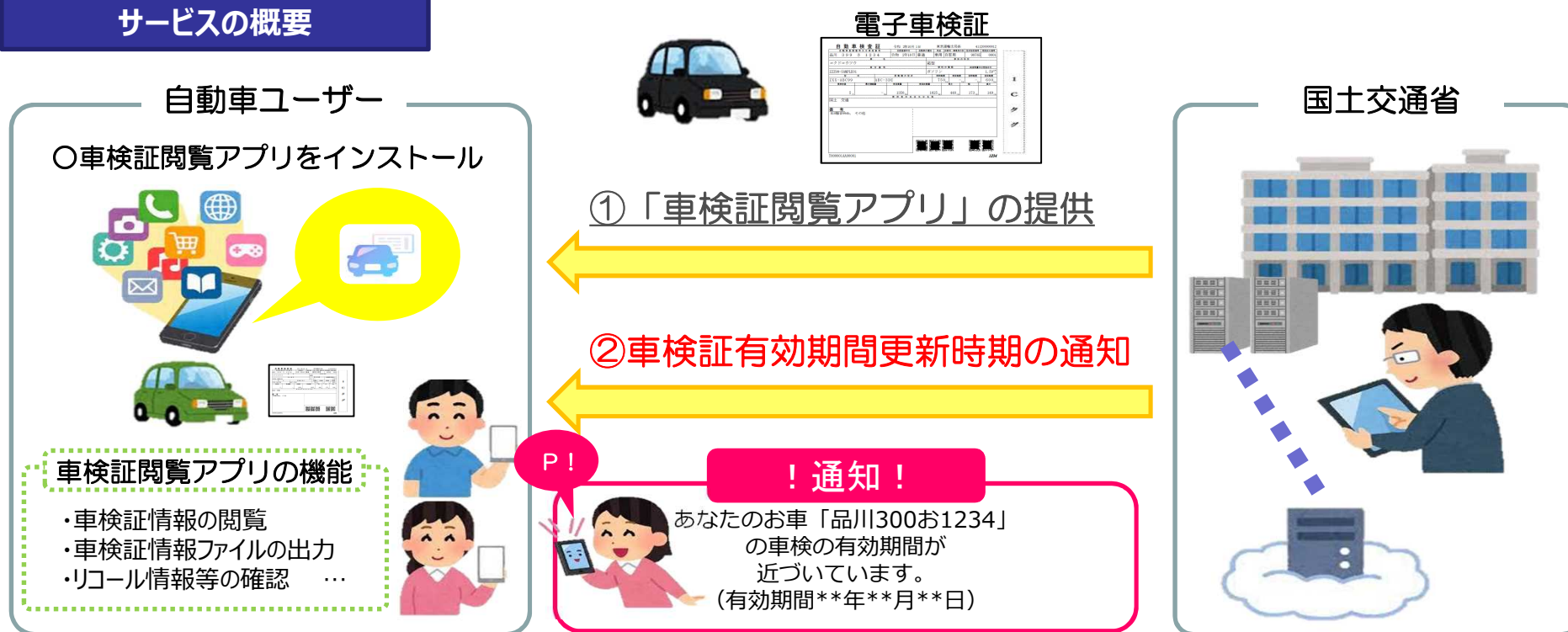
【別紙4】車検証閲覧アプリの概要

- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

| 利用開始時期 | サービス時間 | 利用可能者 | 利用可能機器 |
|----------|----------|--------------------------|---------------|
| 2023年1月～ | 24時間365日 | 車検証原本を所持する者 提示を受けられる者 | PC スマートフォン |

サービスの概要



1. 記録等事務委託制度の対象手続等

| | 特定記録等事務（改正法第74条の5） | 特定変更記録事務（改正法第74条の6） |
|---------|--------------------|---|
| (1)対象手続 | 継続検査 | 変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所）) |
| (2)申請方式 | 電子申請（OSS申請） | （窓口申請は対象外） |

2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1) 申請先： 運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）

(2) 委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

| | |
|----------|--|
| 特定記録等事務 | 行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者 |
| 特定変更記録事務 | 行政書士又は行政書士法人 |

②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任 等

③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザプリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク））、個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID）、ICカードリーダ・ライター、セキュリティ対策、盗難防止措置 等

(3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等